

院内感染対策のための指針

医療法人財団俊陽会 古川病院(以下「本院」という)は、患者様及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供する必要から医療関連感染に留意し、感染の予防に努める。感染発生の際には、その原因の速やかな特定・管理をして、終息を図る。このような基本姿勢に基づき、院内感染防止対策を全職員に周知し、対策に則った医療を提供できるよう本指針を定めた。

1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染を未然に防ぐことを第一とし、全ての患者に対しての感染対策(血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性がある対象として標準予防策を以て対応する)及び感染経路別予防策を実践する。また、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させるため、感染防止対策を全職員が把握して、指針に則った医療を患者に提供できるように取り組む。

2) 院内感染対策のための委員会及び他組織に関する基本的事項

院内感染防止を推進するために、本指針に基づき次の組織を設置する。

- (1) 院内感染対策委員会(ICC)
- (2) 感染制御チーム(ICT)
- (3) 看護感染対策委員会

(1) 院内感染対策委員会

院内感染予防対策推進のために、院内感染対策委員会を設置する。委員は、各部門からの構成員で組織し、毎月1回の定例会議を開催する。感染状況や抗生剤使用の把握、院内環境の調整、感染時の対策等、院内感染対策に関する事項を検討する。また、院内に感染者が発生した場合、公的機関等から感染に対する通達・情報等があった場合、定例会議とは別に臨時に委員会を随時開催する。

(2) 感染制御チーム(ICT)

感染対策の実働組織としてICTを設置する。また、ICT規約を定め、詳細な行動はこれに従うものとする。

(3) 看護感染対策委員会

ICTの下部組織として各部署の看護師から構成され、院内感染サーベイランスの実施に伴う調査や委員会等で院内統一した決定事項の周知徹底、現場での指導・教育にあたる。各部署のスタッフが週1回ラウンドを行う。また、日常業務の中から、より安全かつ効率的な感染予防策の提案及び検討を行う。

- 3) 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本的方針
全職員を対象とした院内感染対策研修会を年2回以上開催する。新規採用者については関連部署と連携を取り教育を実施する。また、各部署における院内感染対策に関する勉強会を支援する。研修の実施内容(開催もしくは受講日時、出席者、研修項目)については記録する。
- 4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
院内感染の発生予防及び蔓延の防止を図るため、感染症発生状況を随時院内掲示板に掲載して全職員に周知するとともに、毎月開催の院内感染対策委員会において AMR 及び特定感染症等の検出症例の報告を行う。その他、院内感染対策上重要な病原微生物の検出があった場合には、ICT が緊急対策を講じるとともに、再発防止及び対応策を検討する。
- 5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針
感染症が発生した場合は主治医から所定の様式を以て ICT に速やかに報告する。緊急を要する感染症の発生時には直ちに ICT が緊急対策を講じるとともに、再発防止及び対応策を検討する。
- 6) 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針
この指針は、患者様等の感染対策への理解と協力を得るため、病院ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。
- 7) その他院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図る。また、本指針及びマニュアル等の定期的な見直しを行う。

平成 29 年 12 月 1 日改訂